

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成24年 9月5日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

北区上賀茂蝉ヶ垣内町，上賀茂豊田町，上賀茂梅ヶ辻町，上賀茂西上之段町，大宮玄琢南町，大宮東総門口町，西賀茂北今原町，西賀茂川上町，西賀茂大道口町，西賀茂柿ノ木町，西賀茂鹿ノ下町，西賀茂丸川町及び紫野西蓮台野町の各一部

左京区上高野東氷室町，上高野仲町，上高野石田町，上高野尾保地町，一乗寺宮ノ東町，一乗寺中ノ田町，松ヶ崎横縄手町，松ヶ崎今海道町，静市市原町，岩倉西河原町，岩倉幡枝町，岩倉村松町及び岩倉中町の各一部

山科区音羽前田町，大宅中小路町，小野御霊町，勸修寺西栗栖野町，勸修寺御所内町，勸修寺風呂尻町，勸修寺本堂山町，勸修寺閑林寺及び勸修寺東堂田町の各一部

南区吉祥院西ノ庄西浦町，吉祥院長田町，吉祥院嶋高町，上鳥羽南苗代町，上鳥羽堀子町，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽塔ノ森柴東町，久世殿城町，久世大藪町及び久世築山町の各一部

右京区太秦土本町，嵯峨野東田町，嵯峨野六反田町，嵯峨野投淵町，太秦上ノ段町，嵯峨広沢西裏町，嵯峨観空寺久保殿町，北嵯峨北ノ段町及び梅ヶ畑向ノ地町の各一部

西京区上桂西居町，上桂宮ノ後町，桂清水町，桂千代原町，桂河田町，桂上野中町，川島調子町，川島野田町，川島三重町，牛ヶ瀬奥ノ防町，榎原久保町，榎原上池田町，榎原下池田町，山田畑田町，大枝塚原町及び大枝中山町の各一部

伏見区北寝小屋町，桃山町正宗，桃山町三河，桃山町和泉，桃山町遠山，桃山町大島，桃山町因幡，醍醐上ノ山町，醍醐槇ノ内町，小栗栖牛ヶ淵町，深草大亀谷大山町，深草大亀谷万帖敷町，深草大亀谷六躰町，竹田中島町，竹田西内畑町，竹田段川原町，竹田

北三ツ杭町，下鳥羽前田町，横大路天王前，横大路鍬ノ本，横大路菅本，横大路下三栖城ノ前町，久我石原町，久我御旅町，久我森の宮町，羽束師古川町，羽束師志水町，羽束師鴨川町，淀美豆町及び淀生津町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

平成 2 4 年 9 月 5 日から平成 2 4 年 9 月 2 0 日まで（ただし，土曜日，日曜日及び休日は除く。）

4 縦覧時間

午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで（ただし，正午から午後 1 時までを除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒 6 0 4 - 8 5 7 1 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（ 0 7 5 - 2 2 2 - 3 4 7 2 ）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課
電話番号 0 7 5 - 2 2 2 - 3 5 0 5

（都市計画局都市企画部都市計画課）